

令和6年度

消費者行政の概要

(5年度実績)

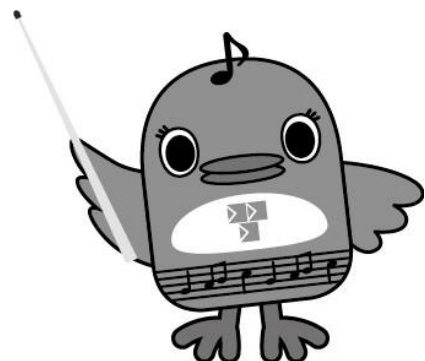
2024.8.1

市制施行70周年



かなで
演奏よう 未来へ **70th**

習志野市消費生活センター



ナラシド♪

目 次

I 消費者行政の概要

1. 消費者行政のあゆみ	1
2. 消費生活センター事業概要	4
3. 組織及び事務分掌	4

II 消費者の権利の尊重と自立支援

1. 消費生活相談の概要	5
2. クーリング・オフガイド	8
3. 内容証明郵便について	10
4. 未成年者契約の取消し	11
5. 家庭用品品質表示法等による立入検査	12
6. 多重債務問題対策	13

III 消費者啓発

1. 啓発用パネル展示、パンフレットの配布	14
2. 広報紙等掲載による啓発	14
3. 消費生活メモ	15
4. まちづくり出前講座等	18
5. 令和5年度 習志野市消費生活パネル展	18
令和5年度 消費生活パネル展展示写真	19

IV 計量器定期検査

1. 計量器定期検査	20
------------	----

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例	21
施行規則	22
◎ 消費生活相談・まちづくり出前講座	23

I 消費者行政の概要

1 消費者行政のあゆみ

年 度	内 容
昭和42 年	民生部経済課に商工観光係を設置 習志野市消費生活モニター制度発足 習志野市消費生活モニター設置要綱施行
43 年	第1回習志野市みんなの消費生活展開催 消費者保護基本法制定(現消費者基本法)(昭和43年5月30日公布・施行)
44 年	民生部産業課産業係に変更 安売りの日対策協議会設置
45 年	国民生活センター設置(国) 県委嘱による消費生活苦情相談窓口設置 習志野市主婦の消費生活研究会発足
46 年	産業交通課に課名変更 消費生活モニターによる買物動向調査実施
47 年	消費生活モニターによる小売価格調査実施(毎月)
48 年	産業振興課産業振興係に変更 消費生活用製品安全法(昭和48年6月6日公布)
49 年	習志野市主婦の消費生活研究会を習志野市消費生活研究会に変更
50 年	産業振興課消費生活係に変更 消費生活通信講座の開催
53 年	民生部商工農政課流通対策係に変更
54 年	習志野市消費生活センター設置 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱施行 習志野市消費生活センターオープン記念講演会の開催 市委嘱による消費生活苦情相談の開始
55 年	県からの権限委譲事務により立入検査を実施(消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法)
59 年	民生経済部商工振興課商工労政係に変更 国民生活センター、全国消費生活情報ネットワークシステム「PIO-NET」運用開始
61 年	習志野市消費生活センター、サンロード津田沼ビル6階へ移転
63 年	第1回消費者月間(5月(国))
平成元 年	経済環境部商工振興課企画係に変更
3 年	経済環境部商工振興課消費生活係に変更 消費生活専門相談委員資格認定試験実施(国)
4 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムに加入 計量法(平成4年5月20日公布・平成5年11月1日施行)
5 年	計量器指導を県からの権限委譲事務により実施
6 年	消費生活係が企画政策部まちづくり推進課へ移管 食品衛生法施行規則等改正
7 年	旅行業法、食品衛生法、栄養改善法、保険業法改正

10 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
11 年	習志野市消費生活相談員設置基準内規施行 消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引に関する法律、電気用品 取引法(電気用品安全法に改称(PSCマークの導入))、ガス事業法の改正
12 年	消費者契約法(平成12年5月12日公布・平成13年4月1日施行) 訪問販売法(特定取引に関する法律と改称)、月賦販売法改正 地方自治法一部改正により消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取 締法による立入検査を県条例による特例処理により、本市が実施 特定商取引法、電子契約法施行
13 年	習志野市消費生活相談員設置基準内規の一部改正施行 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正施行 電気用品取締法から電気用品安全法に改称され施行、金融商品販売法施行 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
15 年	個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日公布・平成17年4月1日施行) 食品安全基本法(平成15年5月23日公布・平成15年7月1日施行) 食品安全関連5法公布 健康増進法(本文:平成15年5月1日施行・ただし書:平成16年8月1日施行) 習志野市消費生活モニター設置要綱の廃止 消費税が総額表示に変更
16 年	特定商取引法改正 行政規制の強化と民事ルールの整備 消費者保護基本法を改正し消費者基本法として公布・施行 消費生活センターが総務部生活安全室まちづくり推進課へ移管 消費生活相談カード直接作成システム端末機の設置
17 年	個人情報の保護に関する法律(4月1日施行) 食育基本法(平成17年6月17日公布・同年7月15日施行)、J A S 法改正 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステム更新
18 年	改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布 習志野市多重債務問題対策庁内連絡会設置要綱の施行
19 年	長期使用製品安全表示制度が改定され4月1日施行
20 年	特定商取引法、割賦販売法改正 (平成21年12月施行) 消費者安全法施行
21 年	消費者庁設立(平成21年9月1日) 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 習志野市消費生活相談員設置基準内規の廃止 習志野市消費生活センター設置の公示 「消費生活センター」を「消費生活係」に変更
22 年	PI0-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) 2010導入
23 年	まちづくり推進課が市民経済部へ移管、「協働まちづくり課」に課名変更

24 年	地域主権一括法により、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の権限を県より委譲 習志野市消費生活センターがサンロード津田沼ビル6階から4階に移転(9月) 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)11月から開始
25 年	習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 食品表示法制定(平成25年6月28日公布)
26 年	相談窓口の強化の相談体制を充実(相談時間を9時30分から16時に変更)
27 年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2015刷新 食品表示法施行(平成27年4月1日施行) 「習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例」及び施行
28 年	規則を制定(「習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱」を廃止) 相談窓口強化のため毎月の第2土曜日を開所 習志野市消費生活センターを「協働経済部市民広聴課」の外部機関に位置づけ、センター長を配置 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の改正により洗濯表示変更
29 年	改正消費者契約法施行(平成29年6月3日施行) 改正特定商取引法施行(平成29年12月1日施行)
30 年	成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正(令和4年4月1日施行) 消費者契約法の一部改正(令和元年6月15日施行) ギャンブル等依存症対策基本法公布(平成30年10月5日施行) 食品表示法の一部改正(12月14日公布)
令和元年	食品ロスの削減の推進に関する法律施行(令和元年10月1日施行)
令和 2年	食品表示法の一部改正(4月1日施行) (1)一般用の加工食品および一般用の添加物の栄養成分表示の義務化 (2)アレルギー表示の変更 (3)「機能性表示食品」制度の新設 (4)全ての加工食品(輸入品を除く)に原料原産地の表示が義務付けられる。 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)終了
令和 3年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2020刷新 特定商取引法の一部改正(令和3年6月16日公布、令和4年6月1日施行) (1)通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策 (2)「売買契約に基づかないで送付された商品」対策(※令和3年7月6日施行) (3)消費者利益の擁護増進のための規定の整備
令和 4年	消費者契約法の一部改正(令和4年6月1日公布 令和5年6月1日施行) 不当勧誘…契約の取消権を追加・拡充 不当条項…免責の範囲が不明確な条項の無効 中途解約時の解約料…事業者が説明する努力義務を新設 情報提供・開示…事業者の努力義務の拡充 適格消費者団体の事務…適格消費者団体関係の書類の見直し
令和 5年	消費者契約法の一部改正(令和5年6月1日施行) 消費者裁判手続特例法の一部改正(令和4年6月1日公布 令和5年10月1日施行)

2 消費生活センター事業概要

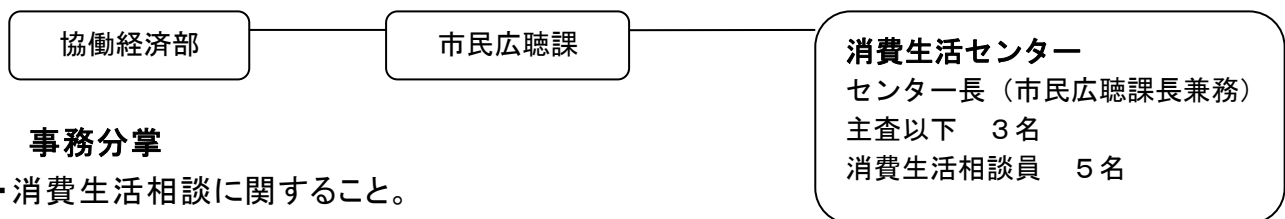
消費生活センターでは、多様化する現代社会における消費生活上の諸問題や苦情・相談の斡旋に努め、消費者の被害を未然に防ぐため、各種啓発や情報の収集・提供を行い、市民の消費生活の向上を図っています。

施設の概要

- (1) 名 称 習志野市消費生活センター
- (2) 所 在 地 習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼4階
(昭和61年にサンロードに移転)
電話 047-489-5230 相談専用 047-451-6999
- (3) 開設年月日 昭和54年9月1日(平成28年4月1日条例により設置)
- (4) 開 所 時 間 午前8時30分から午後5時まで
(休所日: 第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (5) 相 談 日 平日及び第2土曜日(除く第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (6) 相 談 時 間 午前9時30分から午後4時まで

3 組織及び事務分掌

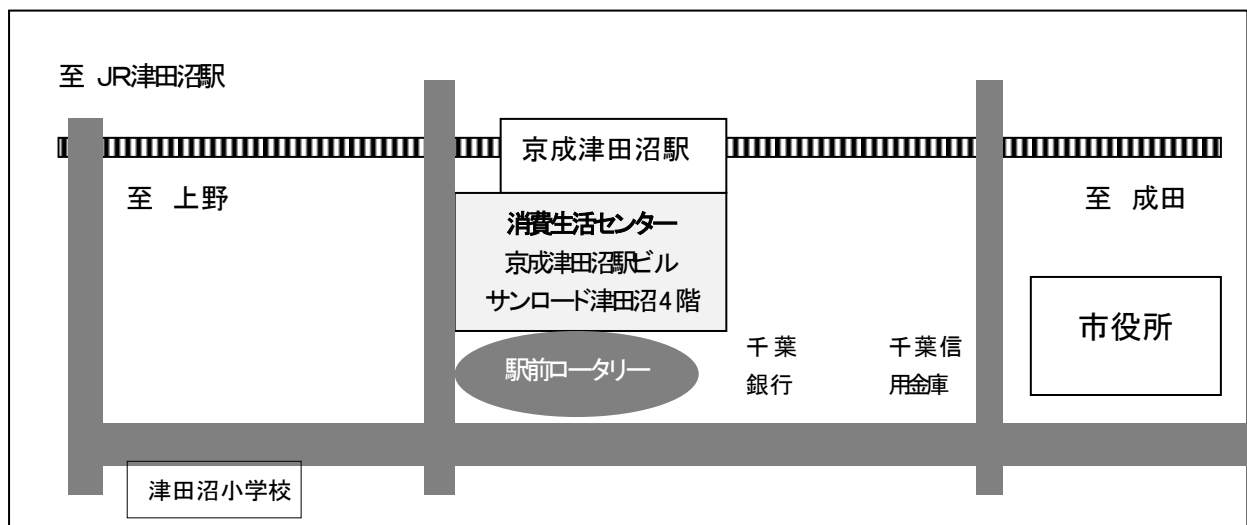
組 織 平成28年4月1日 機構改革によりセンターを機関として設置



事務分掌

- ・消費生活相談に関すること。
- ・消費者問題に係る啓発に関すること。
- ・計量器に関すること。
- ・消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。

(案内図)



Ⅱ 消費者の権利の尊重と自立支援

1 消費生活相談の概要

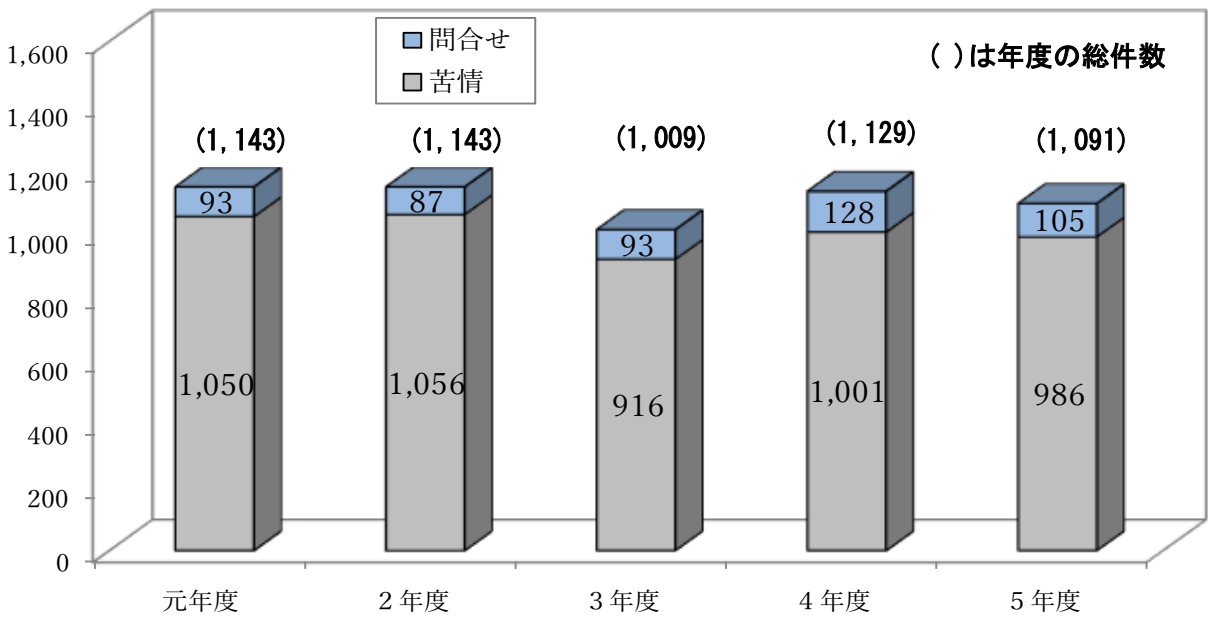
令和5年度の相談件数は1,091件となっています。

その内容は、「苦情」986件(90.4%)、「問合せ」105件(9.6%)でした。

契約当事者の内訳は、「男性」504件(46.2%)、「女性」512件(46.9%)、「不明」が75件(6.9%)でした。

また、契約当事者を年代別にみると「20歳未満・20歳代」124件(11.4%)、「30歳代」109件(10.0%)、「40歳代」128件(11.7%)、「50歳代」151件(13.8%)、「60歳代」111件(10.2%)、「70歳代以上」273件(25.0%)、となっており、昨年と同様に中高年齢者からの相談が多くなっています。

令和元年度から令和5年度までの相談受付件数
契約当事者の性別・年代別件数



(単位: 件)

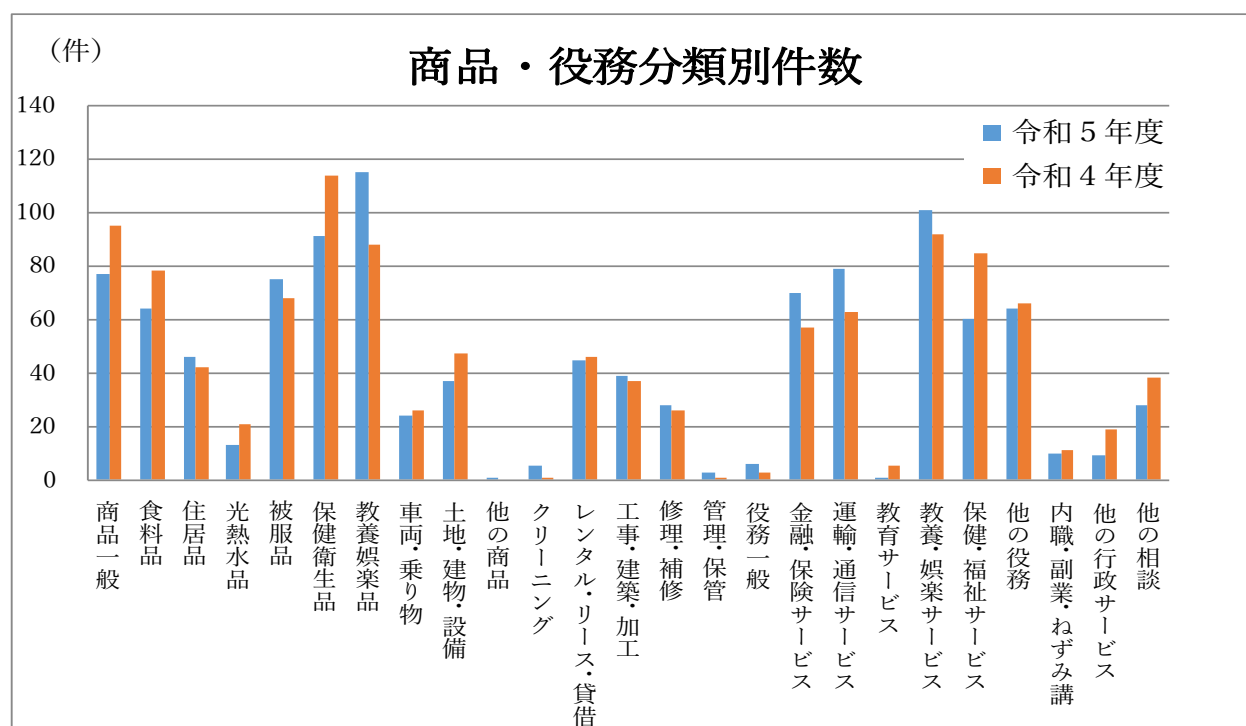
	令和5年度					令和4年度				
	男	女	不明	計		男	女	不明	計	
20歳未満	9	9	0	18	1.7%	18	19	0	37	3.3%
20歳代	49	57	0	106	9.7%	78	72	0	150	13.3%
30歳代	61	48	0	109	10.0%	55	47	0	102	9.0%
40歳代	60	68	0	128	11.7%	42	82	0	124	11.0%
50歳代	75	76	0	151	13.8%	66	90	0	156	13.8%
60歳代	55	56	0	111	10.2%	48	57	0	105	9.3%
70歳以上	141	132	0	273	25.0%	107	135	0	242	21.4%
その他・不明	54	66	75	195	17.9%	78	65	70	213	18.9%
計	504	512	75	1091	(100%)	492	567	70	1,129	(100%)

商品・役務分類別件数

1,091件の相談の内容は、「商品」に係る相談が543件(49.7%)、「商品関連役務」が120件(11.0%)、「役務」に係る相談が400件(36.7%)、他の相談が28件(2.6%)でした。

なお、相談内容の上位3位は、パソコンやスマートフォンの新規購入あるいは買い替え等「教養娯楽品」115件(10.5%)、不正なサイトのアクセスや有料配信サービス等「教養娯楽サービス」101件(9.3%)、ネット通販での化粧品や健康食品購入等のトラブル「保健衛生品」91件(8.3%)、となっています。(単位:件)

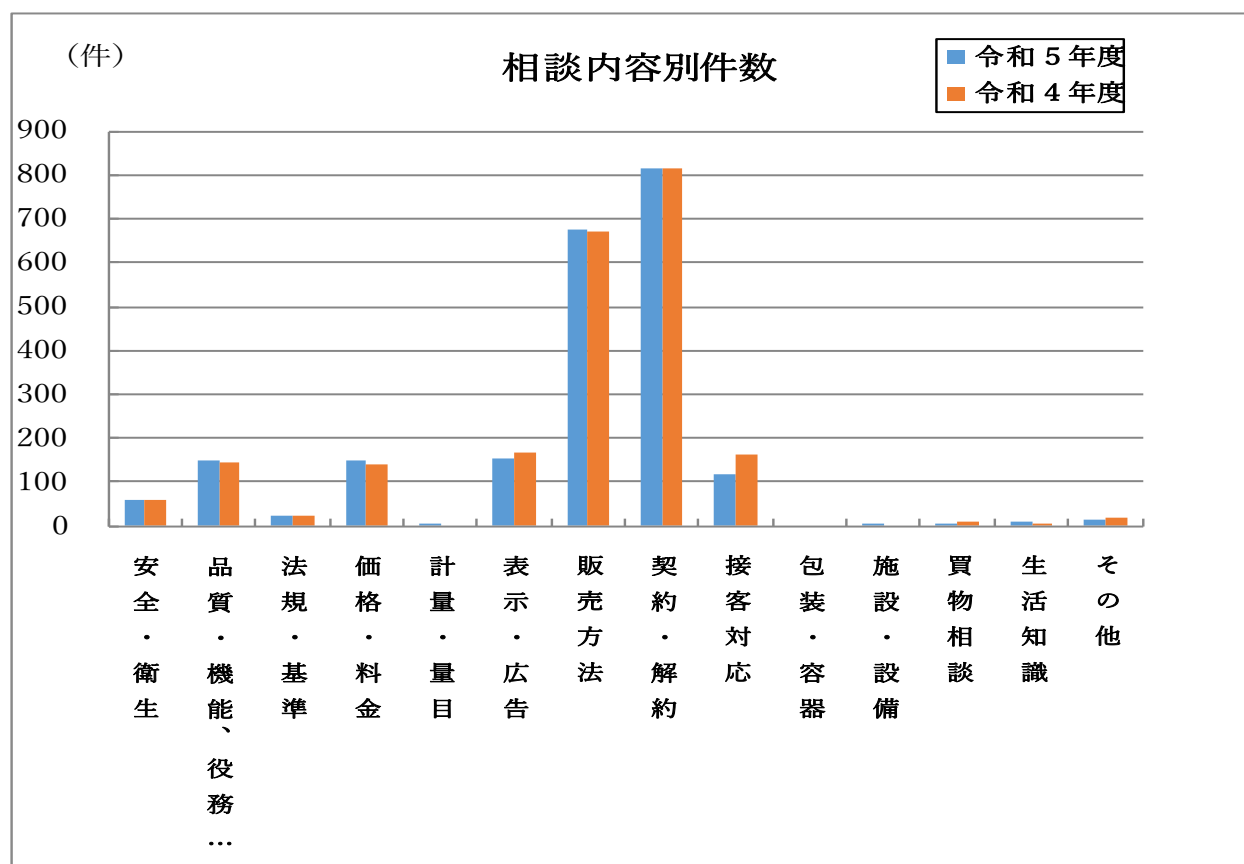
商品大分類	5年度	4年度	商品大分類	5年度	4年度
商品一般	77	95	管理・保管	3	1
食料品	64	78	商品関連役務計	120	111
住居品	46	42	役務一般	6	3
光熱水品	13	21	金融・保険サービス	70	57
被服品	75	68	運輸・通信サービス	79	63
保健衛生品	91	114	教育サービス	1	5
教養娯楽品	115	88	教養・娯楽サービス	101	92
車両・乗り物	24	26	保健・福祉サービス	60	85
土地・建物・設備	37	47	他の役務	64	66
他の商品	1	0	内職・副業・ねずみ講	10	11
商品計	543	579	他の行政サービス	9	19
クリーニング	5	1	役務計	400	401
レンタル・リース・賃借	45	46	他の相談	28	38
工事・建築・加工	39	37	総件数	1,091	1,129
修理・補修	28	26			



相談内容別件数（内容項目は複数集計）

相談内容別総件数の2,164件のうち、相談内容別に分類すると「契約・解約」に関するものが最も多く 814件(37.6%)、ついで「販売方法」に関するものが 678件(31.3%)、「表示・広告」に関するものが151件(7.0%)、「品質・機能・役務品質」に関するものが150件(6.9%)となっています。（単位：件）

内容別分類	5年度		4年度	
安全・衛生	57	(2.6%)	57	(2.6%)
品質・機能・役務品質	150	(6.9%)	146	(6.6%)
法規・基準	22	(1.0%)	21	(0.9%)
価格・料金	148	(6.9%)	140	(6.3%)
計量・量目	2	(0.1%)	0	(0.0%)
表示・広告	151	(7.0%)	166	(7.5%)
販売方法	678	(31.3%)	671	(30.4%)
契約・解約	814	(37.6%)	816	(36.8%)
接客対応	116	(5.4%)	164	(7.4%)
包装・容器	0	(0.0%)	0	(0.0%)
施設・設備	1	(0.0%)	0	(0.0%)
買物相談	5	(0.2%)	11	(0.5%)
生活知識	8	(0.4%)	5	(0.2%)
その他	12	(0.6%)	18	(0.8%)
総件数	2,164	(100%)	2,215	(100%)



2 クーリング・オフガイド

(1) クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した場合、契約（申込）のための書面を受け取った日を含めて一定期間内であれば、消費者は無条件で契約の解除（申込の撤回）ができるという消費者保護のための制度です。

(2) クーリング・オフできる販売方法の一例（特定商取引法）

●訪問販売



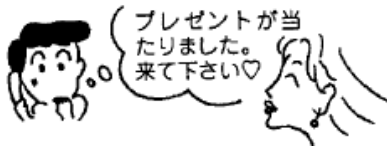
●キャッチセールス

アンケートなどと言って、街頭で呼び止め事務所や喫茶店でエステや化粧品品の契約



●アポイントメントセールス

電話で事務所に呼び出され高額商品や役務の契約



●SF 商法

閉鎖的な場所に呼び込んで無料で日用品等を配り、気分をあげ高額な羽毛布団等を契約

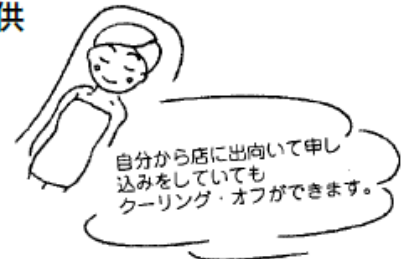
●電話勧誘販売

資格商法が典型的。職場・自宅にじっくり電話をかけてきて教材の契約を迫る



●特定継続的役務提供

- ・エステティックサービス
- ・外国語会話教室
- ・学習塾
- ・家庭教師等の在宅学習
- ・パソコン教室
- ・結婚相手紹介サービス



●マルチ商法(連鎖販売取引)

商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法

●訪問買取り

不用品を買うと電話がかかってきたが実際は貴金属の買い取りをせまる



●内職商法（業務提供誘引販売）

仕事に必要と言い、高額な機械や教材、パソコンソフト等契約



(3) クーリング・オフ期間（特定商取引法）

●契約書面を受け取ってから8日間

訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法・電話勧誘販売・特定継続的役務提供

●契約書面を受け取ってから20日間

内職商法(業務提供誘引販売)・マルチ商法(連鎖販売取引)

(4)クーリング・オフの方法

- その契約を解除したい旨を
- クーリング・オフ期間内に
- 書面（内容証明郵便等送付記録が残る郵便）で販売会社に申し出ます（訪問購入の場合は購入会社）。
- クレジット契約を結んでいる場合は、クレジット会社にも**必ず同時**に出しておきます。
- 送ったことを証拠に残しておきます。（ハガキは両面コピーし、送付書等と合わせて保管）
- 2022年6月からクーリング・オフはメールでもできます！

(クレジット契約をしていない場合)	(クレジット契約をしている場合)
契約解除通知書 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社〇営業所 右記日付の契約は解除します。なお、支払済の〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。 令和〇年〇月〇日 〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地 氏名 〇〇〇〇 あて名 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇クレジット株式会社 代表者様	契約解除通知書 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社〇営業所 クレジット会社 〇〇株式会社 右記日付の契約は解除します。 令和〇年〇月〇日 〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地 氏名 〇〇〇〇 あて名 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇クレジット株式会社 御中

(5)クーリング・オフすると

契約は無条件解除となります。

- 支払った代金は全額返金され、違約金などの請求はされません。
- 商品などを受け取っている場合は、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。
- 工事等で建物が元の状態と変わってしまっている時は、無料で元の状態に戻すよう請求できます。

※クーリング・オフができない場合

- 3,000円未満の現金取引
- 特定商取引法で指定されている消耗品で、契約書にもその旨明記されている商品を消費した場合。
また、適用除外とされている商品サービス。（乗用車など）

(6)クーリング・オフ逃れに注意

クーリング・オフを申し出たところ「理由が無ければ無理」「期間を過ぎてからハガキが着いたので無効」「使ってしまったものは返せない」などのクーリング・オフ逃れがあります。気をつけましょう。

- クーリング・オフに理由は必要ありません。
- クーリング・オフの成立日は、書面を出した日です。相手への到着日ではありません。
- 使用したもののでも鍋、布団、下着など消耗品に指定されていない商品は使用料などを請求されることなくクーリング・オフできます。
- 電話で申し出ると「担当者がいないので受けられない」「説明したい」等とクーリング・オフを阻止される事があります。
クーリング・オフは、書面で行いましょう。

このように事業者が嘘を言ったり、おどしたりして、クーリング・オフを妨害し、それにより誤解してクーリング・オフできなかった場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフ扱いができるケースもあります。

3 内容証明郵便について

内容証明とは、いつ、誰が誰にどのような内容の文章を出したかを、郵便局が証明してくれるものです。相手側に自分の意思やこれまでの経過を明確に伝えたい時や、書面を発信したことや内容を証拠として残しておく必要がある場合に利用されます。

差出人は、5年以内に限り、差出郵便局の保管する謄本を閲覧し、差出されたことの証明を受け取ることができます。「書留郵便物受領証」は大切に保管してください。

(1) 持参するもの

- ①用紙 内容証明郵便は1枚の字数が句読点も含めて520字を超えないことという決まりがあります。
文具店で市販されている内容証明書用紙(3枚で1組)を利用するとよいでしょう。同文の書面を3通(コピーでも可)用意し、郵便局の証明印を受けて、1通は相手側に郵送され、1通は差出人に、もう1通は郵便局に保管されます。
- ②封筒 差出人と受取人の住所、氏名は文中の住所、氏名と同一にします。封をせずに持参。
- ③印鑑 訂正があった場合、認印が必要になります。

(2) 内容証明郵便の取扱い窓口(2023年10月改訂)

- ①習志野郵便局窓口 電話047(472)6243

平 日	9:00-19:00
土曜日	9:00-15:00

- ②ゆうゆう窓口 電話047(475)1711

平 日	8:00-19:00
土曜日	8:00-18:00
日曜日・休日	9:00-15:00

区 別	料 金
内容証明料金 謄本1枚(3枚1組)	480円
1枚増すごと	290円
簡易書留郵便料金	350円
通常郵便料金(定型25gまで)	84円
配達証明料金	350円
速達郵便料金(定型250gまで)	260円

※住所: ①②とも習志野市津田沼2-5-1

※料金: 内容証明料金+簡易書留郵便料金+通常郵便料金です。必要に応じて「配達証明」や「速達郵便」扱いし、その料金が加算されます。

※同じ内容を複数ヵ所に出す場合。「連名」にすると「内容証明料金が」2件目より半額になります。

☆内容証明郵便の書き方

契約解除通知

令和〇年〇月〇日

習志野市津田沼〇丁目〇番〇号

習志野花子

の契約を解除します。

つきましては、既に支払った

金〇〇円は、〇〇銀行〇〇支店

普通預金口座〇〇〇〇号へ振り込ん

でください。

なお、商品は早急にお引き取り

ください。

この例文は、クーリング・オフの場合です。

4 未成年者契約の取消し

特定商取引法でクーリング・オフができなくても民法等の法律や、約款・業界の自主基準等によって契約の取り消しや解約ができる場合もあります。

たとえば未成年者(18歳未満)が契約する場合は親権者(父親、母親)の同意が必要です。同意なく未成年者が契約した時は本人や親権者が取り消すことができます。取り消された場合、原則として既に商品を受け取っていたときはそのまま返品し、代金を支払っていれば返金してもらうことができます。取り消しの通知は内容証明郵便等で行います。

※民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳になりました。

★未成年者契約の取消し通知の書き方

●未成年者本人が出す場合(※印は代金を支払い商品を受け取った場合)

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と締結しました〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者の私が親の同意なしで行ったものであり、取り消します。
	※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
令和〇年〇月〇日	
習志野市津田沼五丁目十二番十二号	
習志野花子	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
〇〇〇株式会社	

●未成年者が行った契約を親権者が取り消す場合

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と、私の子供〇〇〇との間で締結された〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取り消しを望んでおり、もちろん支払い能力もありません。
	※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
令和〇年〇月〇日	
習志野市津田沼五丁目十二番十二号	
習志野太郎	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
〇〇〇株式会社	

しかし、次のような場合などは取り消しができませんので注意してください。

- ①未成年者が相手に対し、自分は成年であると信じ込ませた場合
- ②親から自由に使うことを許されている金額の範囲内の場合(小遣いなど)
- ③未成年者の時に契約をして、成年になってからも代金の支払いを続けた場合
- ④婚姻経験がある場合→未成年であっても婚姻の経験がある者(離婚した場合を含む)
- ⑤許可された営業に関して契約した場合

5 家庭用品品質表示法等による立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、消費者が買物をするときに役立つよう適正な品質表示がされているか、店頭での立入検査を行っています。

令和5年度立ち入り結果

検査項目	検査品目	店舗数 調査品目	検査要件	検査結果
消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項に基づく立入検査	・家庭用圧力がま、家庭用圧力なべ ・石油ストーブ ・乗車用ヘルメット ・携帯用レーザー応用装置 ・ライター ・登山用ロープ	12店舗 対象品目 12品目 検査品目 6品目 検査機種数 93機種	特定製品に対するPSマークの有無と表示が適正になされているか。  	違法件数 0件
家庭用品品質表示法第19条第3項に基づく立入検査	＜繊維製品＞ 30品目 コート、ズボン、スカート他 ＜合成樹脂加工品＞8品目 たらい・バケツ・洗面器及び浴室用の器具、食事用・食卓用又は台所用の器具他 ＜電気機械器具＞17品目 電気毛布、ジャー炊飯器、電子レンジ、電気パネルヒーター、コーヒー沸器他 ＜雑貨工業品＞27品目 ティッシュペーパー及びトイレットペーパー、障子紙、衣料用・台所用又は住宅用の漂白剤、塗料、浄水器、鍋、湯沸かし、椅子他	16店舗 82品目 206機種	品質表示が適正に表示されているか。店舗側の表示に対する意識等は正しいかどうか。	違法件数 0件
電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査	・延長コード、直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、蛍光ランプ、LED ランプ、電子レンジ、電気冷蔵庫、空気清浄機、電気アイロン、電気掃除機、毛髪乾燥機、扇風機、電気ストーブ、電気ジャー、ジューサーミキサー、電磁誘導加熱式調理器、電気ホットプレート、電気トースター、電気コーヒー沸器、電気加湿器、電気湯沸器、電気こたつ、電気洗濯機、電気乾燥機他	11店舗 46品目 検査機種数 521機種	電気用品に対するPSEマークの表示と長期使用製品安全表示の有無が適正になされているか。  	違法件数 0件

6 多重債務問題対策

国は、我が国の消費者金融の利用者は、少なくとも 1,400 万人、多重債務者は 200 万人を超える
と指摘し、これらの多重債務者を救済するために、多重債務問題改善プログラムを策定し、国、都道
府県、市町村が取り組むべき施策、役割を明確にしました。これを受け、千葉県では「千葉県多重債
務問題対策本部」を設置し対策の強化を図っています。

習志野市においても、平成19年度に「習志野市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置し、各関係
部署間の連携を密にし、多重債務者の掘り起こし、相談窓口への誘導等の取り組みを行っています。
また、平成21年9月より「司法書士による債務相談(多重債務相談専用)」窓口を設置し、予約なしで
の相談を受けています。(平成24年度より名称を「司法書士による登記・後見・債務相談」に変更し
ました。)

平成24年度からの新たな取り組みとして、千葉県弁護士会と「クレジットサラ金相談の団体配点名
簿の配布にあたっての協定書」を締結し、相談員が速やかに且つ直接弁護士に相談予約ができるよ
うになりました。

○習志野市多重債務問題対策庁内連絡会 (平成20年 2月 7日設置)

＜構成員＞

市民広聴課長(消費生活センター長兼務)、税制課長、国保年金課長、介護保険課長、
健康支援課長、高齢者支援課長、生活相談課長、障がい福祉課長、住宅課長、
こども保育課長、子育て支援課長、学校教育課長、社会福祉協議会地域福祉推進課長

＜会議開催＞

平成19年度 第1回会議 (平成20年2月) ・庁内連絡会立ち上げ ・多重債務の現状

第2回会議 (平成20年3月) ・具体的対策について

平成20年度 第1回会議 (平成20年7月) ・相談件数及び概要について、千葉県の動向
・相談員による講義

平成21年度 第1回会議 (平成21年7月) ・調停制度について

平成22年度 第1回会議 (平成22年6月) ・平成21年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座

平成23年度 第1回会議 (平成23年9月) ・平成22年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座

平成24年度 第1回会議 (平成24年9月) ・平成23年度の相談実績報告等について
・弁護士による講義・意見交換会

～多重債務問題の現状と連携の必要性～

平成25年度～令和5年度 庁内連絡会の開催なし

★多重債務は解決できます。ひとりで悩まず相談しましょう。

○消費生活相談

電話相談及び来所相談(受付 15:30 まで)

月曜日～金曜日及び第2土曜日

(土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始を除く)

TEL 047-451-6999 9 : 30 ~ 16 : 00

○司法書士による登記・後見・債務相談(多重債務相談)

予約不要

日 時 : 毎月第1木曜日・午前 10 時から正午・午後 1 時～午後 2 時 30 分(祝日は休)

場 所 : 市庁舎分室(サンロード津田沼 6 階) 市民相談室

受 付 : 午前 10 時から午後 2 時

Ⅲ 消費者啓発

消費者が自主性をもって、健全で合理的な消費生活を営むことができるよう、各種啓発を行っています。

1 啓発用パネル展示、パンフレットの配布

- (1) 相談窓口、消費生活パネル展等において啓発用パンフレット、冊子の配布及びパネルの展示を行っています。

2 広報紙等掲載による啓発

- (1) 「消費生活メモ」奇数月15日に広報習志野と習志野市ホームページに掲載し、悪質商法や消費者問題の解決等の暮らしの情報を提供しています。

掲 載 日	掲 載 テ ー マ
令和 5 年 5 月 15 日号	このままでは固定電話が使えなくなる？ それって光回線の勧誘かも… ～固定電話の IP 網移行に便乗した勧誘に注意～
7 月 15 日号	低価格を強調する販売サイトに注意
9 月 15 日号	インターネットで依頼したロードサービスのトラブルが急増
11 月 15 日号	ネット予約したホテルや航空券のトラブルにご注意！
令和 6 年 1 月 15 日号	新しい部屋で新生活 引っ越しサービスのトラブルを防ごう
3 月 15 日号	クリーニングのトラブルに遭わないために ～クリーニング店を上手に利用しましょう～

5月15日号

消費生活

メモ

困った時はご相談を！
消費生活センター
047(451)6999

このままでは固定電話が使えなくなる？
それって光回線の勧誘かも！
固定電話のIP網移行に便乗した勧誘に注意！

相談

NTTの代理店を名乗る事業者から電話があり、「令和6年以降アナログ回線が廃止される。今利用中の電話が使えなくなるので光回線に切り替えないか」と言われた。
不審に思い断ったが、この事業者の言うことは本当なのか？

アドバイス

NTT東日本・NTT西日本は、令和6年以降に固定電話のアナログ回線を廃止してIP網への設備切り替えを行います。この設備切り替えに際して、利用者側の手続きや、機器の買い替えは不要です。現在の電話機・電話番号がそのまま利用できます。
相談にある事業者のように、NTTの設備切り替え

に便乗して「今利用している電話機や電話番号が使えなくなる」と不安をあおって自社の光回線の勧誘をする事業者から電話がかかってくる場合があります。不審に思ったり、良く分からなかったりした場合は、すぐに返事はせずに電話を切り、家族や周囲の人に相談しましょう。

NTTから利用者に、固定電話のIP網移行に伴って提供を終了するサービス等が記載されたお知らせが送付されていますので確認してください。
令和4年7月から電気通信サービスの消費者保護ルールが見直され、利用者が電話で意思表示をする場合は、利用者が求めない限り書面を用いて提供条件を説明することが義務付けられています。

また、断ったにも関わらず、勧誘の電話を繰り返す行為は以前から禁止されています。

その他、見直された消費者保護ルールでは、解約しづらくすることが禁止され、解約時に請求できる金額にも制限が加えられるようになります。

お困りの際にはお早めに消費生活センターへご相談ください。

7月15日号

消費生活

メモ

困った時はご相談を！
消費生活センター
047(451)6999

低価格を強調する販売サイトに注意

SNS等で化粧品や健康食品を低価格で販売している事がありますが、定期購入が条件だったり解約ができなかったというトラブルが多発しています。

相談1

1週間前、インターネットで通常価格1万円以上する美容液が初回限定2千円で購入できるとの広告を見て販売サイトで注文した。しばらくして商品が届いたが、納品書に「次回お届け予定日」と記載があるのに気付き、業者に連絡したところ、4回購入が条件の定期コースになっていると言われた。そのような注文をした覚えはないのでクーリング・オフしたい。

相談2

インターネットで「初回500円」というダイエツトサブリのSNS広告を見て、販売サイトで注文した。2回目以降は4千円の商品が毎月

届く定期購入で、次回発送日の10日前までに解約の連絡をすればいつでも解約できるという条件を見て申し込んだ。数日後、初回の商品が届いたが、2回目の商品が届く前に解約したいと思い、販売業者に電話しているがつかまらない。このままだと解約期間が過ぎってしまう。

アドバイス

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。2回目商品の受取拒否や収納代行業者から届く請求書を放置したままでは解決になりません。商品の注文前に定期購入が条件になっていないか、支払うことになる総額はどのくらいか、解約や返品ができるか、できる場合は条件(返品特約)をよく確認しましょう。販売サイトや申し込みの最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなど、契約内容を記録しておきましょう。また、事業者に連絡した記録も残しておきましょう。

お困りの際にはお早めに消費生活センターへご相談ください。



9月15日号

消費生活

メモ



困った時はご相談を！
消費生活センター
047(451)6999

インターネットで依頼した
ロードサービスの
トラブルが急増

相談

走行中に自動車突然動かなくなった。ネットでロードサービス業者を検索し、一番上に表示された業者の広告に「8千円から」とあったので電話をかけたところ、「現地で車を見ないと分からない」との事。現地に来た業者からは「この場で直らないからレッカー移動が必要。11万5千円かかる」と説明されたが、他に方法がないと思い、依頼してしまった。レッカー移動後、業者の広告では「支払いはカード決済可」と書かれていたが、実際は現金支払いのみと言われ、コンビニまで同行されATMで現金を引き出して支払った。その後、保険会社に相談したところ、「全額支払えるかは分からない」と言われた。高額なので返金してほしい。



アドバイス

ネットでの検索結果が上位だからといって、信頼できるわけではありません。自動車の故障などが生じた場合には、まずJAF(一般社団法人日本自動車連盟)や、自身が契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。なお、加入している自動車保険に付帯のロードアシスタンス特約でも、作業内容や距離などにより限度額を超過する場合には自己負担が発生する可能性があります。自動車保険を契約していない場合にはJAFに電話をしてみましよう。料金は会員とは異なるものの、非会員の場合であっても利用できます。

相談事例のように、検索して出てきた業者が表示している料金は、現場での人件費にも満たないような格安料金が記載され、実際には高額な請求をされる場合があります。一度支払ってしまつと、返金は難しいです。格安料金の表示を見たら「実際の請求額は広告や説明とは違うのでは?」と疑うことが重要です。検索結果を安易に信じないよう気を付けましょう。

困った時に慌てないためにも、日頃から情報を集め、家族と「運転中にトラブルに遭った時の問い合わせ先や手順」の情報を共有し、いざという時に備えることが大切です。

11月15日号

消費生活

メモ



困った時はご相談を！
消費生活センター
047(451)6999

ネット予約したホテルや
航空券のトラブルにご注意!

相談

新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限がなくなり、旅行の申し込みが増えていきます。インターネットでの旅行予約は便利ですが、思わぬトラブルに遭うこともあります。

2カ月前、旅行予約サイトから往復の航空券とホテルがセットになったパック旅行を申し込んだ。しかし申し込み直後に、復路の日付を間違えたことに気付き、ホテルと航空券の変更を試みた。ホテルは日程変更ができたが、航空券は変更できずに変更前と変更後の両日の料金を請求された。出発前の変更申し出にも関わらず、なぜ利用しない航空券の料金も支払わなければならないのだろうか。

アドバイス

● ネットで予約する旅行は、業者が示した取引条件に合意して申し込むことが前提です。旅行予約サイトで航空券やホ

テルの予約をした場合、旅行予約サイトを通じて、航空会社や宿泊施設とも契約したことになる。業者情報、取引条件、特に解約条件はどうなっているのかを必ず確認してから申し込みましょう。

● 航空券とホテル等の宿泊施設を同時に予約しても、キャンセル条件はそれぞれ別々であることが基本です。本件も「予約した航空券の変更はできない」との記載がありました。キャンセル条件はリンク先に記載されていることもあります。見落とさないようにしましょう。

● ネットで予約した後は、予約確認メールや予約サイト上のマイページで記載内容を確認し、旅行が終わるまで大切に保管しましょう。予約した内容と異なっている場合にはすぐに業者に連絡しましょう。

● 海外事業者が運営する旅行サイトの場合、サイトの表示は日本語でも、業者とのやり取りは日本語ではできない場合があります。カスタマー対応窓口の情報(電話・メール等の連絡方法や窓口開設時間、日本語対応が可能なか)を確認しましょう。

● お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

消費生活

メモ



困った時はご相談を！
消費生活センター
047(451)6999

新しい部屋で新生活
引っ越しサービスのトラブルを防ごう

相談1

A社に引っ越しサービスの見積りを申し込み、見積りのために来訪した際に契約した。引っ越しはまだ1カ月あったので、B社にも見積りを依頼したところ、B社の方が安かったため、A社に解約したいと伝えたら、解約料が3割かかると言われた。払わなければいけないのだろうか。

アドバイス1

●引っ越しの契約には、国が定めた「標準引越運送約款」あるいは国土交通大臣の認可を得た「事業者独自の約款」が使用され、契約内容は約款の記載に従うこととなります。事前に約款をよく確認しましょう。

●複数の事業者から見積りを取る際は、価格以外にも、荷物を運搬する作業員数や補償など、サービス内容についても確認しましょう。
●見積書は大切な内容が記載されています。口頭で打ち合わせた内容であっても、必ず見積書に記載してもらいましょう。

解約料やトラブル時の対応についても確認しておきましょう。

●見積り時に業者が梱包用の段ボールを置いていくことがあります。契約しなかった場合や解約した場合に、返送や回収料などでトラブルになることがあります。契約先を決めるまで段ボールは受け取らないようにしましょう。

相談2

引っ越し業者に荷造りを任せたら、有名作家が作った一点ものの陶器が欠けてしまった。業者は弁償するというので、約4万円だと申告したが、業者から提示された金額は半額にも満たなかった。事前に貴重品と申告しなかったが、この陶器は希少価値が高いものなので全額弁償して欲しい。

アドバイス2

●貴重品や壊れやすいもの等はあらかじめ業者に申告しましょう。手荷物で運べるものであれば自己管理が安心です。

●破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出がないと事業者の責任が消滅します。引っ越し完了後は直ちに荷物の状態を確認しましょう。

●損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるとは限りません。事前に補償内容を確認しましょう。

●お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

消費生活

メモ



困った時はご相談を！
消費生活センター
047(451)6999

クリーニングのトラブルに
遭わないために
クリーニング店を
上手に利用しましょう

相談1

スーツをクリーニングに出したら変色して戻ってきた。弁償して欲しい。

アドバイス1

「Sマーク」「LDマーク」を掲げているクリーニング店では、クリーニング業界の自主基準「クリーニング事故賠償基準」に沿って賠償や事故の対応をしていくことになります。

賠償額は原則、物品の再購入価格を基準として購入時からの経過月数により算出され、購入から時間が経過していると購入した全額の補償は受けられません。また、クリーニングされた衣類を受け取ってから6カ月経過後、あるいはクリーニング店に預けてから1年間受け取りに行かなかった場合は賠償を請求できなくなります。

トラブルを避けるためには、クリーニングに出す際と受け

取る際に衣類を事業者・消費者双方でチェックすることが重要です。また、時間が経過すると原因の特定が難しくなるので、なるべく早く引き取り、戻ってきた衣類はカバーを外して数時間陰干ししてから収納し、石油臭があるときには着用しない等注意しましょう。

相談2

大量の衣類をクリーニングに出すため、インターネットで見つけた宅配の保管サービス付きクリーニング業者を利用し、あわせてクリーニング後の長期保管を依頼した。保管後、預けた衣類の一部が無かったため業者に連絡したが、最初から預かっていないと言われた。

アドバイス2

消費者と事業者が直接対面しない形態で、事業者の確認体制が不十分ことがトラブルの原因とされます。注意点として、①事業者が遠隔地であることが多く、連絡が取りにくい②独自の賠償基準を設けている場合があるので、契約内容を確認してから利用するようにしましょう。

お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

4 まちづくり出前講座等

消費者が悪質商法にあわないための啓発講座を、消費生活相談員が講師として開催しました。

開催日	テーマ	対象	受講者数
4月4日	千葉県発行の冊子「オトナ社会へのパスポート」をもとに講義。 講義は事前に収録。収録した内容をオンライン授業として配信	日本大学生産工学部学生	986
7月25日	若者の消費者被害について ～成年年齢引き下げから1年を経過して～	青少年問題協議会委員	21
9月13日	1. 消費生活センターの役割 2. 高齢者の消費者トラブル 3. いろいろの契約 4. クレジットカード、プリペイドカード	習志野ロータリークラブ	20
10月17日	一人で悩まないで 1. 海産物の電話勧誘 2. トイレ修理 3. 屋根工事 4. 訪問買取り 5. インターネットショッピング 6. 健康食品の定期購入ほか	芙蓉園が募集した高齢者	20
10月24日	パワーポイント「消費生活講座(消費力をつけるために)」 1. 消費生活センターの役割 2. 高齢者の消費者トラブル 3. いろいろの契約 4. クレジットカード、プリペイドカード	習志野市新規採用職員	57
10月25日	一人で悩まないで 1. 海産物の電話勧誘 2. トイレ修理 3. 屋根工事 4. 訪問買取り 5. インターネットショッピング 6. 健康食品の定期購入ほか	津田沼・鷺沼高齢者相談センター利用高齢者	12
令和6年 2月9日	1. 高齢者が狙われやすい悪徳商法 2. こんな手口に注意しましょう	習志野市高齢者見守りネットワーク協力事業者連絡会	28
計	7回		1,144

5 令和5年度 習志野市消費生活パネル展

習志野市みんなの消費生活展に代わる事業として、安全で安心した消費生活をおくることができる社会の実現を目的として、「令和5年度 習志野市消費生活パネル展」を開催しました。

テーマ：各出展団体のテーマ

期間：令和5年10月23日(月)～10月26日(木)

場所：習志野市役所1階展示スペース

主催：習志野市

○出展団体及びテーマ

団 体 名	テ ィ マ 等
習志野市消費生活研究会	ゴミ減量！わたしもやらないで 環境にやさしい社会へ
生活協同組合コープみらい	《デジタルで発信》 未来へつなごう コープデリグループとSDGs
一般財団法人 関東電気保安協会千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
千葉県行政書士会葛南支部	「あなたの街の法律家」による生活支援
一般社団法人 習志野市薬剤師会	暮らしに役立つ「くすり」の知識
津田沼中央総合病院	メタボを知って生活習慣病を予防しよう ～高血圧・糖尿病・脂質異常症について～
習志野市高齢者相談センター	住み慣れたまちでいつまでも
習志野市企業局	ガス・水道・下水道コーナー
習志野市消費生活センター	消費生活のあれこれ

令和5年度 習志野市消費生活パネル展（於：習志野市役所 1 階展示スペース）



☆パネル展正面



☆習志野市消費生活研究会



☆生活協同組合コープみらい



☆関東電気保安協会千葉事業本部



☆千葉県行政書士会葛南支部



☆習志野市薬剤師会



☆津田沼中央総合病院



☆習志野市高齢者相談センター



☆習志野市企業局



☆習志野市消費生活センター



☆パネル展正面全景



☆見学風景

IV 計量器定期検査

事務所・商店・医院・学校等で営業用や証明用に使用されている計量器を定期的に検査して計量器の適性化に努めています。

1. 計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき取引・証明に使用される計量器は2年に1回定期検査を受けなければなりません。

検査は、千葉県計量検定所に協力して、検査場所を指定し、持込みにより行う集合検査と、容量が大きいなどの理由で、計量器の置かれている事業所で行う所在場所検査に分けて実施しています。

《検査成績》

種 別	検 査 日	検査戸数	検査台数	不合格
集 合 検 査(6日間)	6月20日	27戸	70台	2台
	6月21日	24戸	52台	2台
	6月22日	21戸	49台	0台
	6月23日	13戸	31台	2台
	6月26日	20戸	34台	0台
	6月27日	22戸	39台	1台
計		127戸	275台	7台
所在場所検査(6日間)	8月22日	2戸	15台	2台
	8月24日	1戸	83台	8台
	8月25日	1戸	28台	0台
	9月 7日	2戸	22台	0台
	9月19日	2戸	2台	0台
	9月21日	1戸	44台	0台
計		9戸	194台	10台
合 計		136戸	469台	17台

集合検査実施日： 令和5年6月20日・21日・22日・23日・26日・27日 6日間

集 合 検 査 場 所： 市役所1階展示スペースで実施

所在検査実施日： 令和5年8月22日・24日・25日・9月7日19日・21日 6日間

所在検査場所： 各事業所で実施

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の設置並びに組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、法第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	習志野市消費生活センター
位 置	習志野市津田沼5丁目12番12号

(消費生活センター長及び職員)

第4条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び相談時間)

第2条 習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の開所時間及び相談時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開所時間 午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 相談時間 午前9時30分から午後4時00分まで

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日（第2土曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務)

第4条 消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第8条第2項各号に定める事務のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第12条第1項及び第2項に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知に関すること。

(2) その他市長が特に必要と認めた業務

(消費生活相談員の事務)

第5条 消費生活相談員は、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務に従事する。

(1) 消費者安全の確保（法第2条第3項の消費者安全の確保をいう。以下同じ。）のための啓発及び教育に関すること。

(2) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集に関すること。

(3) その他市長が特に必要と認めた事務

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

☆ 消費生活相談

商品やサービスの苦情・問合せ、契約をめぐるトラブルについてお気軽にご相談ください。
相談員が皆さんと共に考え、解決のためのお手伝いをします。
ご相談は、主に電話でお受けしていますので、何か問題のある時は早めにご連絡ください。

・相談日 月曜日から金曜日及び第2土曜日（祝日・年末年始除く）

午前9時30分から午後4時まで

・相談員 消費生活相談員

・相談場所 習志野市消費生活センター

習志野市津田沼5-12-12

サンロード津田沼4階

電話 047(451)6999(相談専用)

こちらは消費生活
センターです。
どうしましたか



☆まちづくり出前講座

消費生活相談員があなたの町会・サークル・事務所・学校等に出向き、悪質商法の被害を未然に防ぎ、かしこい消費者になるための講座を開きます。

・講座内容 最近の被害例と対処法（一般・高齢者・若者向）

悪質商法、架空・不当請求、敷金返金、多重債務など

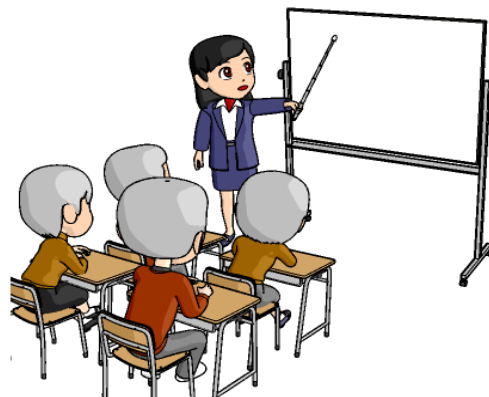
・時間 市役所開所日の午前10時から午後4時までの時間帯で、原則1回2時間以内

・場所 会場は申込者が確保してください

・費用 講師の派遣に要する経費等については無料です

・問合せ 習志野市消費生活センター

電話 047(489)5230



習志野市消費生活センター

〒275-0016

千葉県習志野市津田沼5-12-12

習志野市役所庁舎分室(サンロード津田沼)4階

電話番号 047(489)5230

047(451)6999(相談専用)